

Ⅲ 本県における地域移行について

1 基本的な考え方

公立中学校における休日の部活動の地域への移行を進めるに当たり、次の4点を基本的な考えとして取組を推進する。

(1) 持続可能な活動環境の整備

これまでに培ってきた学校部活動の意義を継承しながらも、競技・大会志向だけでなく子どもたちの志向や体力の状況に適した活動を確保する。また、子どもたちが生涯にわたりスポーツや文化芸術等の活動に親しむことができるよう、発達段階やニーズの多様性を踏まえた、持続可能な活動の環境を整備していくことで、休日の部活動指導に係る教員の負担軽減を目指す。

(2) 部活動指導員と外部指導者の活用

教育委員会やスポーツ・文化関係団体、保護者、民間企業、大学等の連携・協力のもと、まずは公立中学校の休日の部活動について、部活動指導員や外部指導者の活用等による地域連携や地域クラブ活動（以下「地域クラブ活動等」という。）への移行を進める。

(3) 地域の実情に応じた取組

地域ごとに部活動指導を担う人材や施設等の地域資源、生徒規模等の実情や課題は様々であることから、各地域の実情に応じ、多様な手法の中からそれぞれの地域に適した方法を選択し、できることから取組を進める。

(4) 先行事例の波及

県は、積極的に取り組む市町村の先行事例を他の市町村にも波及させることで、県全体の地域移行を推進する。

2 地域移行を進める体制づくり

目標

すべての公立中学校の生徒が、持続的にスポーツや文化芸術等の活動を行うことができるよう、地域の新たな環境の整備を目指します。

(1) 協議会等の検討体制の整備

県の役割

- 知事部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等、学校関係者、保護者などからなる協議会等を設置し、連携体制を構築するとともに、各関係者がそれぞれの役割において、新たなスポーツ・文化芸術等の活動環境を整備し、取組を推進する。
- 県内市町村における地域移行の取組の進捗状況や課題等を把握し、必要な助言や改善に向けた支援等を行う。
- 地域クラブ活動等が円滑に進むよう、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行の方針を策定、提示し、県内各地域の実情を踏まえつつ見直し・検討を図る。
- 市町村の首長部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等が、県内外の先行事例や県内各地域の状況を共有することのできる情報連絡会を開催する。
- 協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開し、県内市町村の状況や新たな取組について、積極的に取り組む市町村の事例を県内関係者に広く周知を図ることで、成果を波及させる。

市町村・学校の役割

- | | |
|-------------|--|
| 市
町
村 | <ul style="list-style-type: none">■ 首長部局や教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等、学校関係者、保護者などからなる協議会等を設置し、連携体制を構築するとともに、各関係者がそれぞれの役割において、新たなスポーツ・文化芸術等の環境を整備し、取組を推進する。■ 域内の学校における地域移行の取組の進捗状況や課題等を把握し、必要な助言や改善に向けた支援等を行う。■ 協議会等においては、子どもたちの活動機会を確保する観点から、アンケートやヒアリング等を実施し、保護者や子どもたちのニーズや課題の把握に努める。■ 協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開し、周知を図る。■ 休日の学校部活動の段階的な地域移行が進むよう、方針等を策定する場合は、地域の実情を踏まえつつ、国のガイドラインや県の方針を参考にすることが望ましい。 |
|-------------|--|

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域や学校、地域クラブ、関係団体等に対し、部活動の地域移行に係る理解を深めるための説明会等を実施するなど、広く情報を周知するよう努める。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生徒や保護者に対して、部活動の地域移行に係る情報提供を図り、自校の部活動の在り方について理解が深まるよう努める。

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術等の環境の整備に参画する。
- 県・市町村が開催する協議会等に参加し、積極的に情報収集に努め、緊密な連携体制を構築する。

(2) 指導者の確保

県の役割

- 県スポーツ協会や各競技団体、各文化芸術団体等の協力のもと、各地域において専門性や資質を有する指導者を発掘・把握する。また、地域クラブ活動運営団体・実施主体が円滑に指導者の確保を行うことができるように、市町村の枠を越えた広域的な人材バンク等を整備する。
- 地域クラブ活動での指導を希望する教職員が、兼職兼業の許可を得れば指導することができることから、各市町村教育委員会に規定や運用の改善について情報を提供する。
- 地域クラブ指導者等を対象に日本スポーツ協会・日本パラスポーツ協会公認指導者制度等の周知を行うとともに、スポーツ・文化芸術等の地域クラブ指導者等を対象とした体罰やハラスメントのない適切な指導等の研修を実施し、大学及び団体等と連携しながら、指導者の資質向上の取組を進める。

市町村・学校の役割

- | | |
|-----|--|
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域クラブ活動での指導を希望する教員等を把握するとともに、指導を希望する教職員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善について検討を行い、ガイドラインや要綱等を整理し、学校への周知を図る。 ■ 地域クラブ指導者等を対象とした体罰やハラスメントのない適切な指導等の研修を実施するとともに、研修会への参加や資格の取得を促す等、指導者の資質向上の取組を進める。 ■ 地域クラブ活動等での様々なトラブルに対する相談体制を構築する。 ■ 地域人材の中から、地域クラブ活動等の指導員となり得る人材を発掘する。 ■ 参加者が居住する地域の特性等について、指導者が理解を深めるための取組を実施する。 |
|-----|--|

学 校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域クラブ活動での指導を希望する教員等を把握する。 ■ 兼職兼業の許可を得た教員等の負担が増加しないよう、適切な服務監督を行う。 ■ 地域や保護者に対して、地域クラブ活動の指導者となり得る人材の確保にあたり、情報提供を行う。
--------	--

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- スポーツ・文化芸術団体等の指導者のほか、部活動指導員となっている人材、退職教員、兼職兼業の許可を得た教員等、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。
- 自ら指導者を養成するほか、関係団体からの紹介、市町村の情報提供や、県が整備する人材バンク等の活用等により、生徒のニーズに応えられる人材を確保する。
- 地域クラブの指導者は、県や市町村が実施する研修のほか、各種研修に参加することで、体罰やハラスメントのない適切な指導等ができるよう指導者としての資質向上に努める。

3 段階的な地域移行に向けた取組

目 標

生徒や保護者、地域等のニーズを把握し、それぞれの地域の実情に応じた方法により、中学生のスポーツ・文化芸術等の活動の保障と教員の働き方改革に資する取組を継続的に進めます。

(1) 適正な運営体制の整備

県の役割

- 地域クラブ活動等に取り組む時間、休養日について、競技・大会志向の強い者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じた適切な活動時間とすることが重要であることから、「神奈川県为学校部活動に関する方針」に準じた活動ができるよう、関係団体への情報提供を行う。
- 各地域の実情にあった地域クラブ活動等が持続可能なものとなるよう、国に財政的な支援を強く要望する。

市町村・学校の役割

- 関係者の協力を得て、地域クラブ活動等の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。
 - 地域クラブ活動等が適正に行われるよう、地域クラブ活動等の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導・助言を行う。
 - 学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との調整を行い、地域移行を円滑に進めるために、関係者間の調整等において中心的な役割を果たすコーディネーターなどを活用することが望ましい。
- 市
町
村
- 地域クラブ活動等に取り組む時間について、競技・大会志向の強い者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じた適切な活動時間とすることが重要であることから、各市町村が策定する方針に準じた活動ができるよう、関係団体への情報提供を行う。
 - 所管する公共のスポーツ・文化施設のほか、県内の施設の状況から学校施設についても、地域クラブ等が利用する場合の手続を簡便にするなど、利便性の向上に努める。
 - 学校施設の休日の利用については、地域クラブに対して利用方法を遵守させた上で、用具保管場所の提供や鍵の受け渡し等の業務を教職員が担う必要がないよう、調整を図る。
 - 地域クラブが利用しやすい工夫をする等、地域に開かれた環境づくりに努める。

学 校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 校内の部活動の運営状況や顧問教員の状況等を把握し、地域クラブ活動との連携において、課題が見られる場合には、地域の協力を得ながら、生徒の活動環境を確保していく。 ■ 学校施設を利用する地域クラブと連携を図り、学校が策定した利用ルールを理解を得る。 ■ 平日と休日の活動が円滑につながるように、顧問教員と外部指導者等の間で、部活動の内容のほか、必要に応じて学校生活の状況等について、個人情報に留意した上で、情報共有を図る。
--------	---

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 国のガイドライン、県や市町村及び学校の方針、各競技団体や文化芸術団体等が策定する指針等を遵守し、生徒それぞれの志向に合った活動や、障がいのある、なしに関わらず、すべての子どもが共に学び、共に育つことを通して、お互いを理解し、尊重し合える活動を行うなど、適切な運営が行えるよう、規約の策定、人員体制の整備等を行う。
- 活動の運営方針、年間・毎月の活動計画、活動中のトラブルや事故の対応を含む管理責任等を明確にし、関係者に対する公表を適切に行う。
- 保護者が安心して地域クラブに子どもを任せられるよう、活動に係る費用や健康・安全面、緊急連絡先の確認等、保護者との適切な連携体制を整備する。
- 地域クラブ活動の運営・活動に伴う保護者への負担が、過度にならないよう配慮し、クラブ内の体制を整える。
- 実施する活動の内容を踏まえ、施設の規模、安全性、生徒の移動、生徒の経費負担等、総合的な観点から利用する施設を選定する。
- 施設の利用に当たり、施設の利用規程や施設管理者の指導を遵守する。
- 活動に使用する用具等の帰属を把握し、用具等が適切に管理、使用されるよう努める。
- 平日と休日の活動が円滑につながるように、外部指導者等と顧問教員の間で、部活動の内容のほか、必要に応じて学校生活の状況等について、個人情報に留意した上で、情報共有を図る。

(2) 地域クラブ活動等に係る費用、保険

県の役割	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域クラブ活動等に係る県立施設の使用料を国の支援を活用し、低廉な額とするなど、利用しやすい環境整備に努める。 ■ 生徒が安心して地域クラブ活動に参加できるよう、自分の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を推奨する。

市町村・学校の役割	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域クラブ活動等に係る施設の整備や使用料について、国の支援を活用し、利用しやすい環境整備に努める。 ■ 地域クラブ活動等に生徒が参加する際の移動については、安全かつ費用負担の少ない利便性を考慮した交通手段を検討する。 ■ 経済的に困窮する家庭に対して、国の支援を活用し、地域クラブ活動への参加費用等の支援等の取組を進める。 ■ 参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域クラブ活動に関する問い合わせが、生徒や保護者等からあった場合は、地域クラブと連携し情報提供に努める。

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、保護者にとって過度な負担とならないよう適切な会費を設定する。 ■ 参加者の費用の負担を軽減するために、寄付を受ける仕組みづくりを検討する等、参加者の活動機会を確保できるよう対策を検討する。 ■ スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉、県や市町村の方針、各競技団体や文化芸術団体等が策定する指針等を踏まえ、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。 ■ 活動の分野・競技特性等を踏まえ、適切な補償内容・保険料の保険を選定し、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを義務付ける。

※ 公益財団法人スポーツ安全協会は、スポーツ庁からの要請を受け、スポーツ安全保険（文化活動を含む）について、災害共済給付制度と同程度の補償内容で、かつ賠償責任が補償に含まれるように改善を行っている。そのため国が推奨している保険制度を活用することが望ましい。

4 大会等の参加の在り方の見直しと参加機会の確保

目標

中学校の部活動で活動する生徒だけでなく、地域クラブ活動の参加者を含め、スポーツ・文化芸術等の活動に関わるすべての子どもたちが、活動の成果を発表する場である大会やコンクール等に安全に安心して参加できる機会を確保します。

県の役割

- 県中体連等の大会参加について、希望する地域クラブ等が大会に参加できるよう、参加資格の緩和など主催者と協議する。
- 文化芸術等の活動のコンクール等への参加について、各種部門の特性等を踏まえ、生徒が参加できるよう主催者と協議する。
- 大会等に参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期や試合数などについて、生徒の体調管理を優先して実施するよう主催者と協議する。

市町村・学校の役割

市町村	<ul style="list-style-type: none">■ 大会等の運営に従事する教員等のサービス上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切なサービス監督を行う。■ 外部指導者による大会等の引率について、希望する生徒が大会に参加できるよう各校に柔軟な対応を促す。■ 中学生が参加する大会等の全体像を把握し、休日に開催される様々な大会等への参加及び運営に従事することが、生徒や指導者の過度な負担にならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。
学校	<ul style="list-style-type: none">■ 地域クラブの一員として大会に参加する生徒に関する情報を把握する。■ 生徒が参加する大会数について、市町村と連携を図り、実情の報告や情報共有を行う。

地域クラブ活動運営団体・実施主体の役割

- 参加しようとする大会等の規程を十分に了知するとともに、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精選する。
- 大会等の引率は、地域クラブ活動等の運営団体・実施主体の指導者等（地域クラブ活動に従事する部活動指導員、兼職兼業の教員等を含む）が行う。
- 大会等への参加に当たり、生徒の体調管理、安全確保に努めるものとし、保護者への連絡体制を整備するとともに必要に応じて事故対応マニュアル等の策定を行う。

【参考 神奈川県中学校体育連盟の取組】

県中学校体育連盟では、県中学校総合体育大会等への参加資格について、次のような見直しを行っている。

- 地域クラブ活動等の大会参加を認める。
- 拠点校部活動の大会参加を認める。
- 地域指導者の大会への生徒引率及び監督を認める。

IV 地域移行に向けて

1 地域移行に向けた様々な選択肢

■ 本方針は、現時点で考えられる方向性の大枠を示したものであり、様々な事情を抱える学校現場や地域において部活動改革を推進していくためには、複雑に絡み合う諸課題を解決していく「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としている。

■ このため、各市町村においては、学校ごと、部活動ごとの実情に応じて最適な方法を検討し、取り組んでいくことが大切である。

(1) 学校部活動及び地域クラブ活動の環境整備に向けた検討フロー

■ 各市町村においては、学校や部活動ごとの実情に照らして、地域クラブ活動あるいは地域連携の方向性を検討する上で、検討フロー（23 ページ）を参考にすること。

■ なお、各選択肢について、明確に「Yes」「No」を判断することが難しい場合は、あくまで目安とすること。

■ フロー図で検討した結果が、必ずしも方向を決定づけるものではないことに留意すること。

(2) 地域クラブ活動への移行における運営形態の類型（国のガイドライン）

下表は、国のガイドラインにも示されている「地域クラブ活動への移行における運営形態の類型例」である。ただし、必ずしもこの型に当てはめなければならないものではなく、それ以外の型や方法を模索していくことも考えられる。地域の実情を踏まえて、最適な進め方を検討し、柔軟に取り組んでいくことが重要である。また、文化芸術団体等についても、参考となるものである。

類型例		運営形態
区分	運営型	
市町村運営型	地域団体・人材活用型	市区町村教委が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施
	任意団体設立型	市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施
	競技団体・文化芸術団体等連携型	市区町村が競技団体・文化芸術団体等と連携して運営する形として実施
地域スポーツ団体・文化芸術団体等運営型	総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施
	体育・スポーツ協会・文化芸術団体等運営型	体育・スポーツ協会、文化芸術団体等が運営する形として実施
	民間スポーツ事業者運営型	民間スポーツ事業者が運営する形として実施
その他	その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部等が運営する形として実施

※ 各類型に示した体制イメージは、スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」（令和4年11月）に基づき、一部改変

市町村運営型

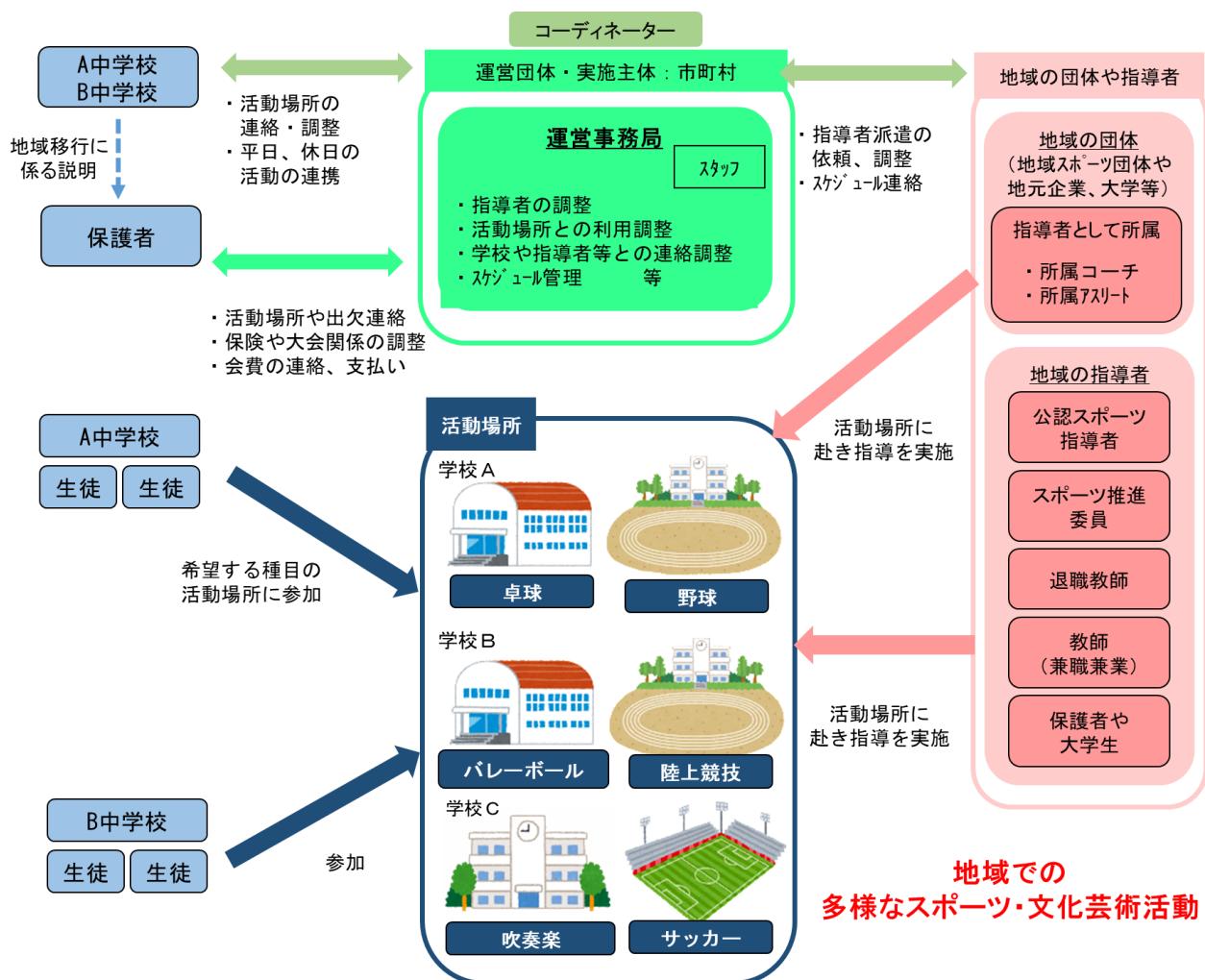
地域団体・人材活用型

市町村が運営事務局となり、地域団体・人材と連携

・市町村が運営事務局となり、コーディネーターが地域の団体(地域スポーツ団体や地元企業、大学等)や地域のスポーツ指導者に協力を依頼するほか、学校や地域の団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・運営事務局は、地域の団体等と連携し、例えば、地域の団体に所属するコーチやアスリートに指導の依頼を行ったり、公認スポーツ指導者、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者に依頼を行うなど、指導者等を活動場所に派遣する。

体制イメージ



(参考: スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
(令和4年11月))

市町村運営型

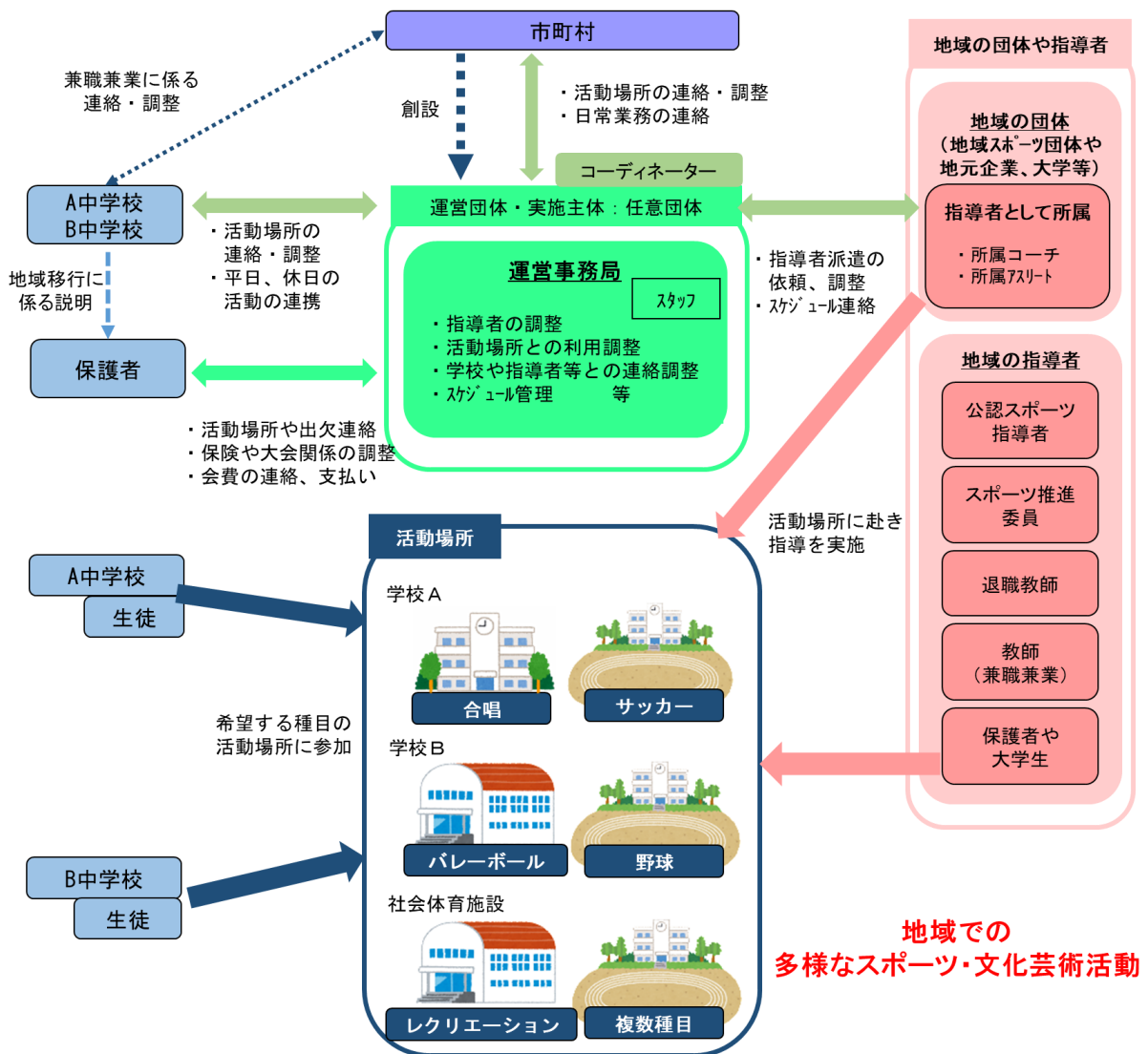
任意団体設立型

市町村が任意団体を創設し、当該事務局が地域や中学校等と連携

・一般社団法人や協議会からなる任意団体を教育委員会が創設し、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・運営事務局は地域の指導者である。例えば、公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者に依頼を行い、指導者として派遣する。

体制イメージ



(参考:スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」)

(令和4年11月)

市町村運営型

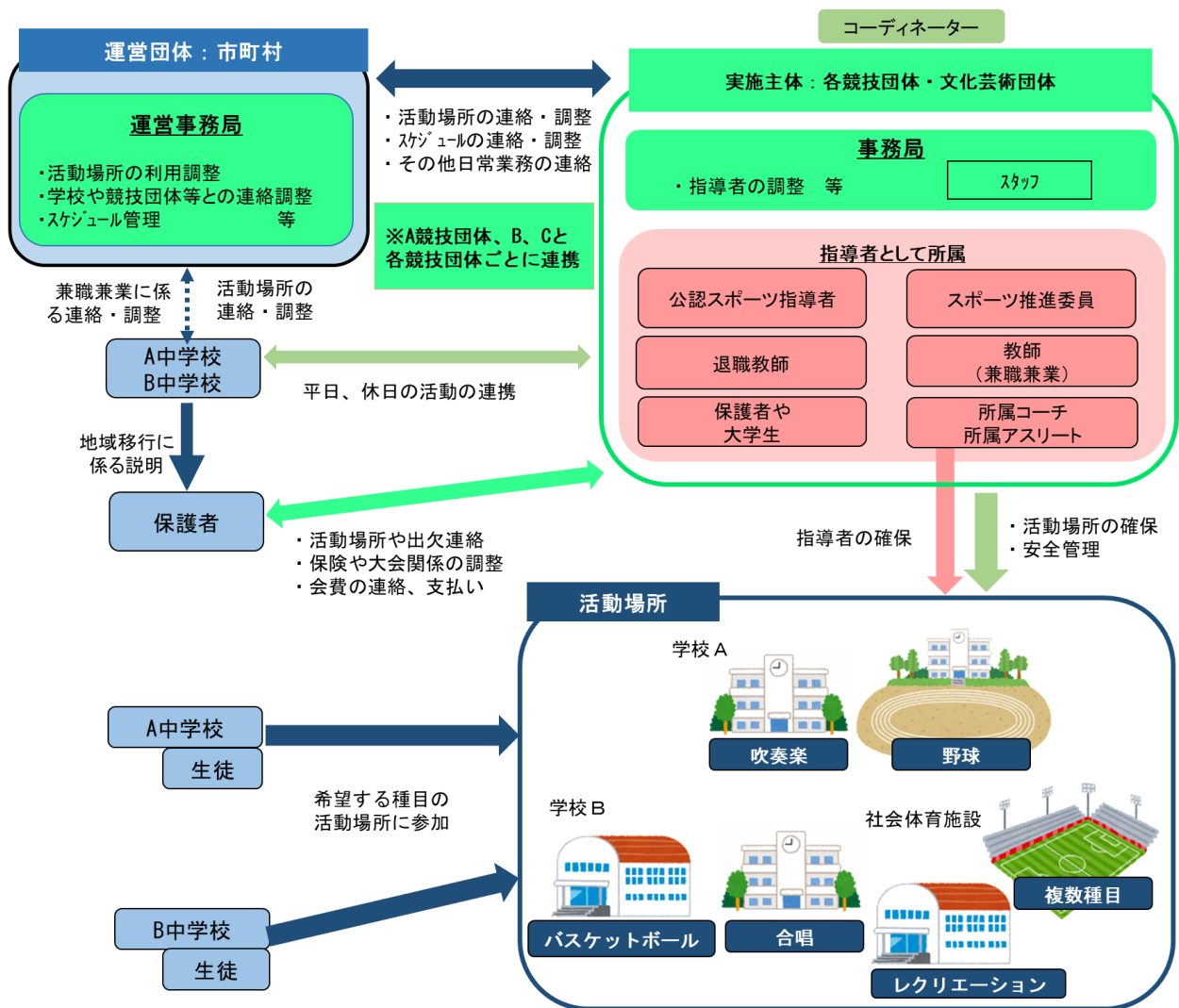
競技団体・文化芸術団体等連携型

市町村が運営事務局となり、競技団体・文化芸術団体と連携

・市町村が運営事務局となり、コーディネーターと連携し、地域の競技団体・文化芸術団体に協力を依頼する。運営事務局が学校や競技団体・文化芸術団体等との連絡調整や活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者が、競技団体・文化芸術団体に所属して指導を行う。

体制イメージ



地域での多様なスポーツ・文化芸術活動

(参考: スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
(令和4年11月))

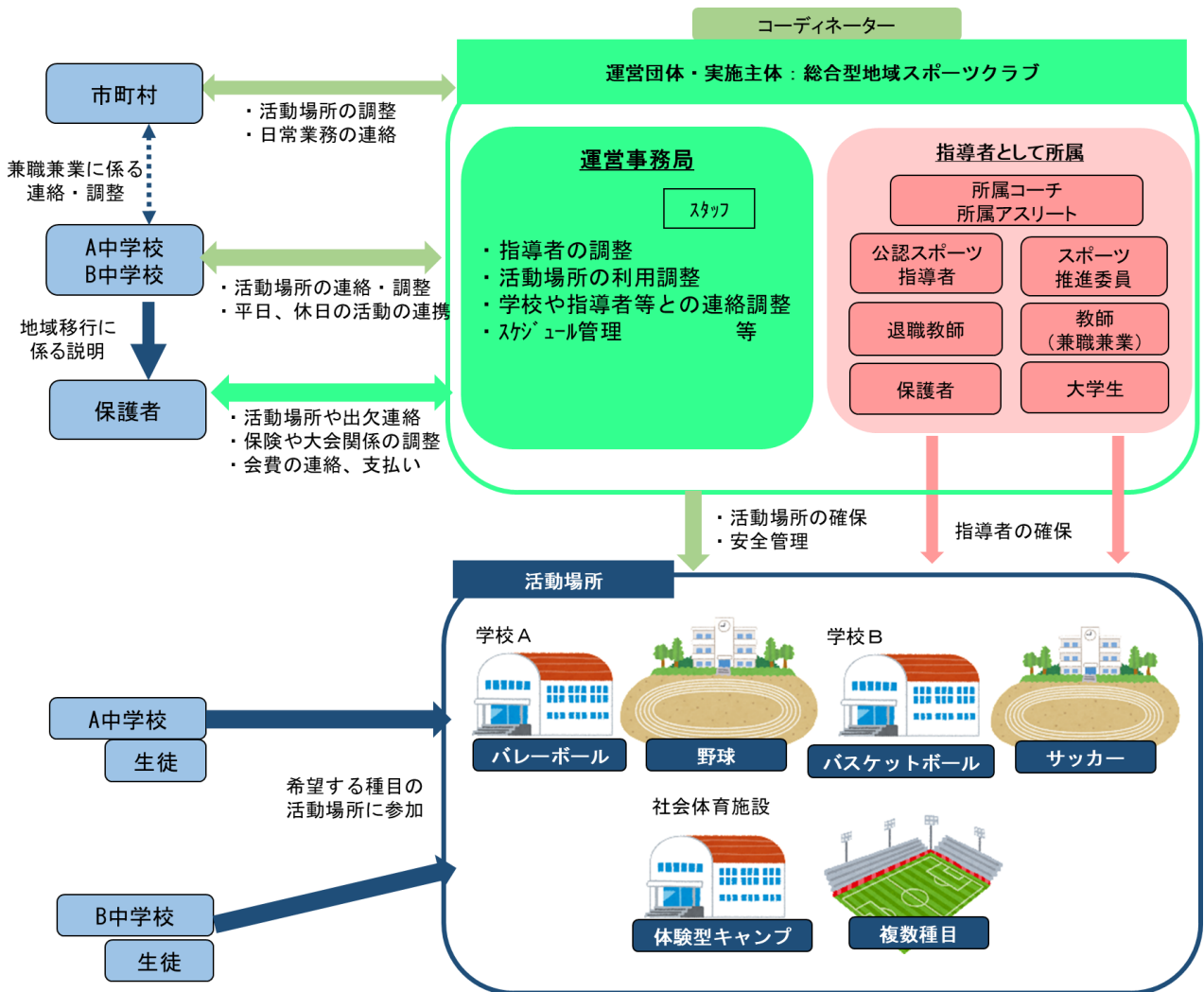
地域スポーツ団体・文化芸術団体等運営型

総合型地域スポーツクラブ運営型

総合型地域スポーツクラブが運営事務局として、地域や中学校等と連携

- ・市内一部地域において、総合型地域スポーツクラブが運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・公認スポーツ指導者や退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者が、総合型地域スポーツクラブに所属して指導を行う。

体制イメージ



地域での多様なスポーツ・文化芸術活動

(参考:スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
(令和4年11月))

地域スポーツ団体・文化芸術団体等運営型

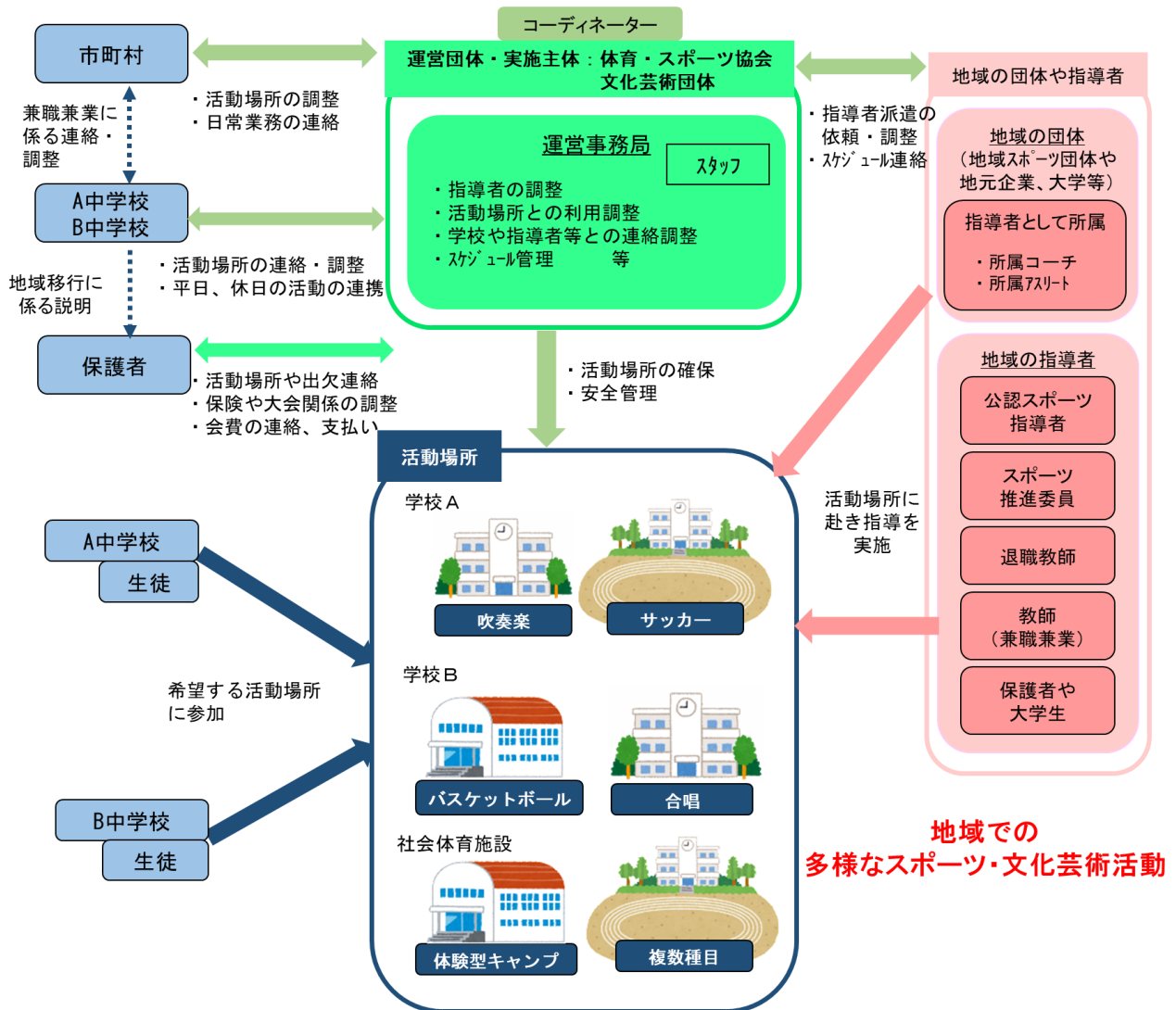
体育・スポーツ協会・文化芸術団体等運営型

体育・スポーツ協会、文化芸術団体等が運営事務局として、地域や中学校等と連携

・体育・スポーツ協会及び文化芸術団体等が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体・文化芸術団体等との連絡調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・体育・スポーツ協会、文化芸術団体は、地域の指導者である。例えば、公認スポーツ指導者、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者に依頼を行い、指導者として派遣する。

体制イメージ



(参考: スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
(令和4年11月))

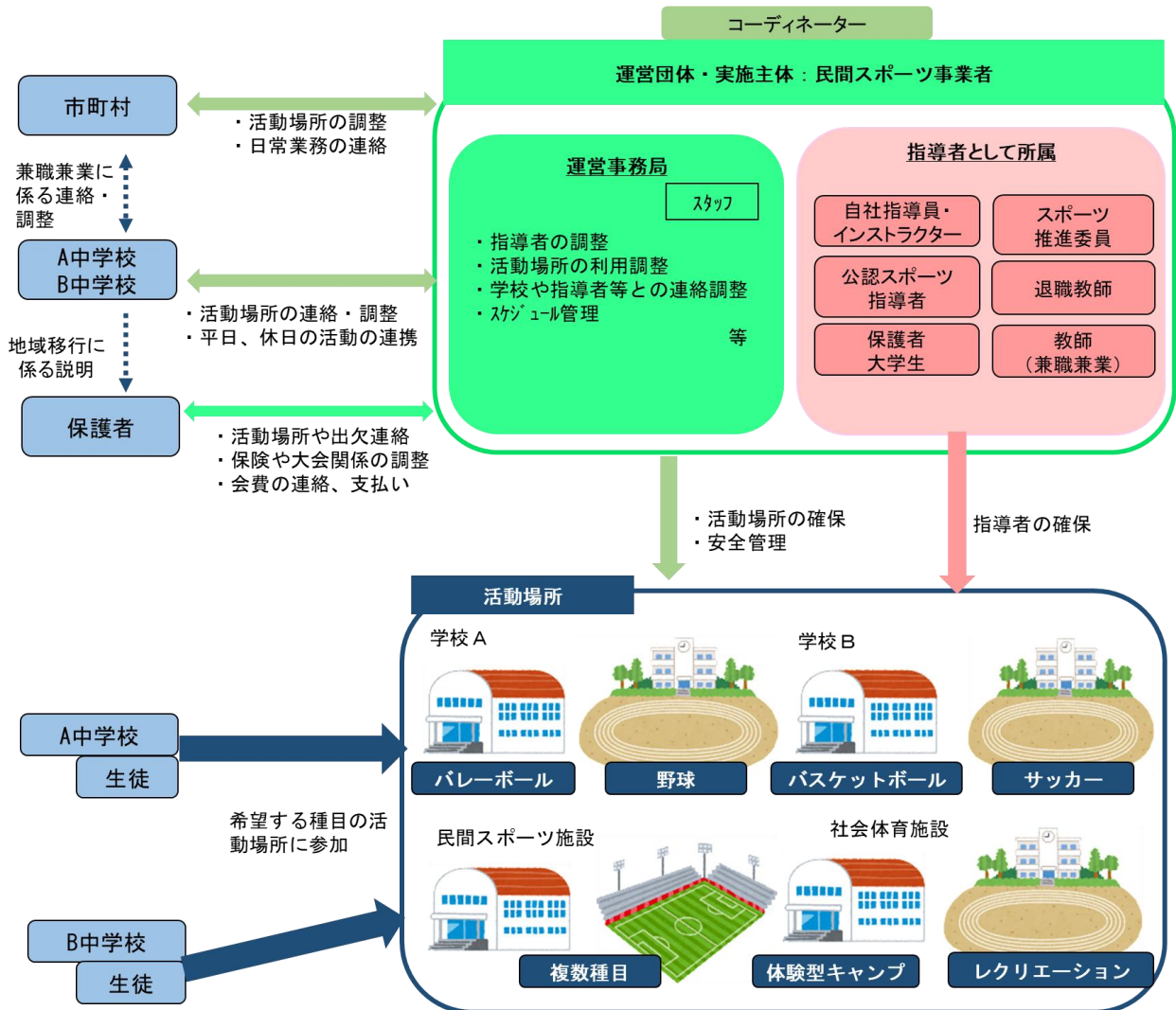
地域スポーツ団体・文化芸術団体等運営型

民間スポーツ事業者連携型

民間スポーツ事業者が運営事務局として、地域や中学校等と連携

- ・民間スポーツ事業者が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。
- ・公認スポーツ指導者やスポーツ推進委員、退職教師、兼職兼業の教師、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者が、民間スポーツ事業者に所属して指導を行う。

体制イメージ



地域での多様なスポーツ・文化芸術活動

(参考: スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
(令和4年11月))

その他

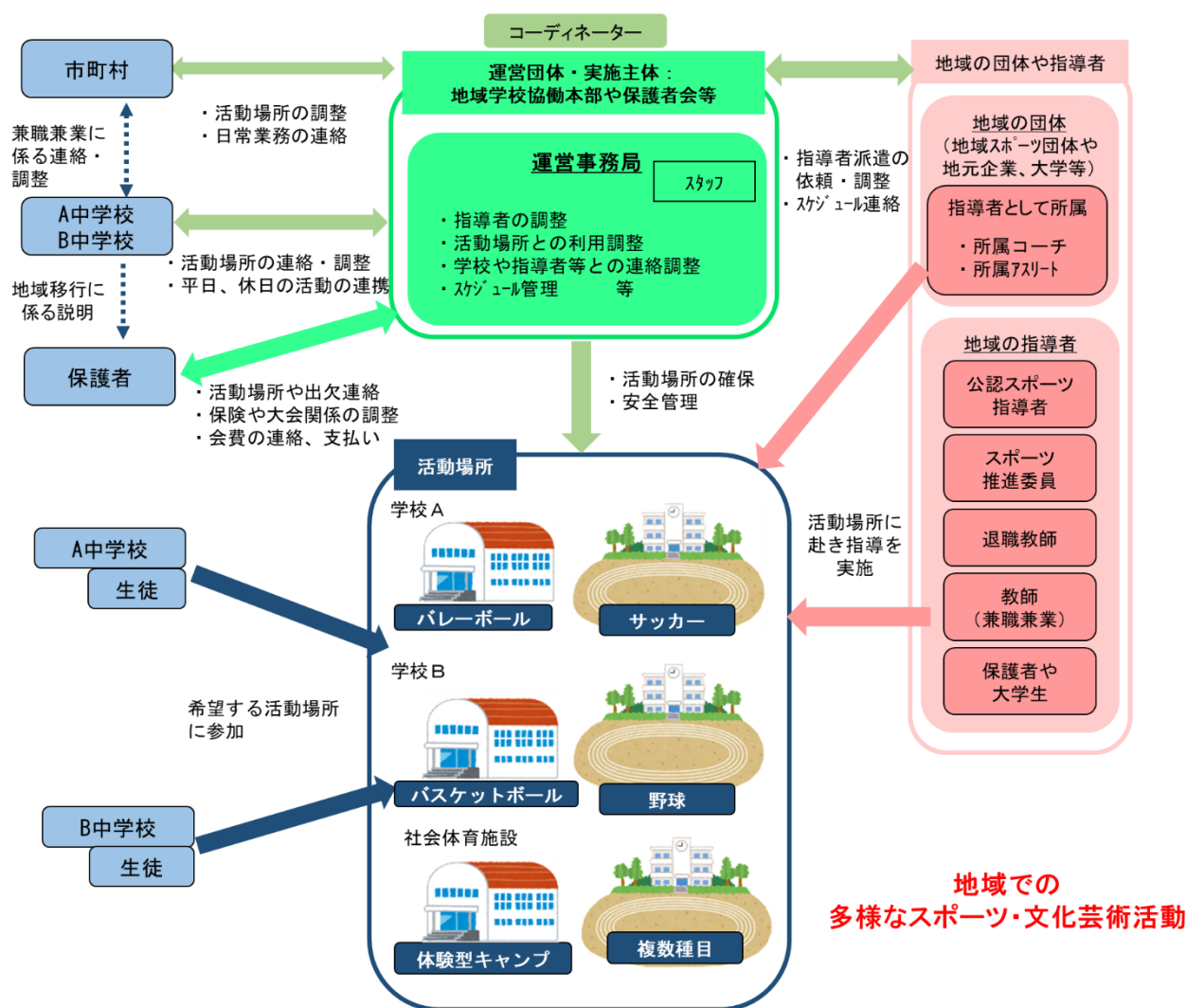
その他の類型

地域学校協働本部や保護者会等を事務局として連携

・地域学校協働本部や保護者会が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体等との連絡調整などを行う。なお、コーディネーターの配置については、多様なバリエーションがあり得る。

・運営事務局は、地域の指導者である。例えば、退職教師や保護者を中心に、地域の公認スポーツ指導者や大学生等の地域のスポーツ・文化芸術指導者に依頼し、指導者として派遣する。

体制イメージ



(参考:スポーツ庁「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域部活動推進事業より～」
(令和4年11月))

2 おわりに

- 学校部活動を巡っては、これまで国や県の検討会議等で、議論が行われ、少子化をはじめとする、様々な課題が指摘されてきたところである。県内においては、少子化の影響が少ない地域もあるものの、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術等の活動に親しむことができるのかという危機感が共有されている。
- すべての生徒が、将来にわたりスポーツ・文化芸術等の活動に親しむことができる機会を確保するよう取り組んでいく必要があるため、このたび、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方向性と対応策を示したところである。
- 本方針は、国のガイドラインを踏まえつつ、各主体等の役割を明確にした神奈川県独自のものである。また、県内各自治体や学校現場、スポーツ・文化芸術等団体、地域の実情を鑑み、地域のスポーツ・文化芸術等の活動の環境整備の方法やタイミングについては、柔軟な対応を可とする。
- 各市町村、学校、スポーツ・文化芸術等団体においては、本方針を踏まえ、事例集を参考にしながら、地域の実情に合う方法を様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどして、生徒や保護者の理解を得つつ、段階的な取組を進めていくことが望まれる。
- なお、本方針の策定に当たり、検討会や県民意見募集で様々な御意見をいただいたが、そのなかで特に子どもの活動の保障や教員、保護者の負担軽減に関するものは、費用面の課題があるため、この取組が持続可能なものとなるよう、強く国に要望していくこととした。